

たんぎん教育資金贈与専用口座

平成27年11月13日現在

1. 商 品 名	・たんぎん教育資金贈与専用口座
2. ご利用いただける方	・教育資金の贈与を受けられた30歳未満の個人のお客さま
3. 期 間	・教育資金管理特約終了まで ただし、預入は平成31年3月31日までとなります。
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・贈与者と受贈者との間で贈与契約を締結していただき、締結後2か月以内に贈与資金をお預入れいただきます。 ・1,500万円以下（口座開設時の当初預入金額は、100万円以上必要です。） ・1円単位
5. 払 戻 方 法	・口座開設店の窓口で随時払い戻しできます。 ・教育資金の支払いを証明する領収書等（原本）を窓口にご提示いただきます。 この場合、領収書等に記載の年月日から1年以内にお手続きいただく必要があります。 ・払い戻しは、教育資金の支払に限定されます。
6. 利 息 (1) 適用利率 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税	・普通預金の店頭表示利率を適用します。 ・毎年2月と8月の当行所定の日にお支払いします。 ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、店頭表示の普通預金利率により計算します。 ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
7. 手 数 料	・定めはありません。
8. 付加できる特約事項	・定めはありません。
9. 中途解約時の取扱い	・教育資金管理特約を終了させていただきます。
10. 終了事由	・下記のいずれか早い日に教育資金管理特約は終了します。その場合、本口座はただちにご解約いただきます。 ①受贈者（預金者）の方が30歳に達した場合 ②受贈者（預金者）の方が死亡した場合 ③当口座の預金残高が0円となり、受贈者（預金者）の方と当行とで特約を終了させることで合意した場合
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
12. その他参考となる事項	・給料・年金・配当金などの自動受け取り、各種公共料金やクレジット・ローンの返済金などの自動支払いの口座としては、ご利用いただけません。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・預入形式は、普通預金通帳のみとなります。 ・キャッシュカードは発行いたしません。